

## &lt;分割譲渡&gt;

登記の目的	1 番根抵当権分割譲渡	
原 因	平成29年 7 月 1 日分割譲渡	
<b>根抵当権の表示</b>		
	平成20年 6 月 1 日受付第6000号	
原因	平成20年 6 月 1 日設定	
極度額	分割した根抵当権の極度額	金1,000万円
	分割後の原根抵当権の極度額	金2,000万円
債権の範囲	銀行取引	
債務者	A	
権 利 者	B	
義 務 者	C	
添 付 情 報	登記原因証明情報 登記識別情報 (Cの甲土地乙区1番の登記識別情報) 承諾証明情報 (根抵当権設定者Aの承諾書及び転抵当権者Xの承諾書) 代理権限証明情報 (B及びCの委任状)	
課 税 価 格	金1,000万円	
登録免許税	金 2 万円	

- ① 原因日付は、契約日より後に利害関係人又は設定者の承諾が得られた場合は、当該承諾の日。
- ② 登録免許税は、譲渡する根抵当権の極度額×2/1000。

## &lt;共有者の権利の移転（譲渡の場合）&gt;

登記の目的	1 番根抵当権共有者Cの権利移転	
原 因	平成29年 7 月 1 日譲渡	
権 利 者	B	
義 務 者	C	
添 付 情 報	登記原因証明情報 登記識別情報 (Cの甲土地乙区1番の登記識別情報) 承諾証明情報 (根抵当権設定者Aの承諾書) 同意証明情報 (他の共有者Xの同意書) 代理権限証明情報 (B及びCの委任状)	
課 税 価 格	金1,500万円	
登録免許税	金 3 万円	

- ① 原因日付は、契約日より後に設定者の承諾が得られた場合は、当該承諾の日。
- ② 原因が「放棄」の場合は他の共有者の同意不要。
- ③ 登録免許税は、譲渡前の根抵当権の共有者の数で極度額を除いて計算した金額×2/1000。

## &lt;取締役等の会社に対する責任の免除&gt;

1. 事 取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定（又は変更）

1. 登 ○年○月○日設定（又は変更）

**取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定**

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役、監査役又は会計監査人の負う同法第423条の責任を法令の限度において免除することができる。

1. 税 金3万円（登録税別表1.24.(1)ツ）

1. 添	株主総会議事録	1通
	株主リスト	1通
	委任状	1通

① 監査役設置会社（取締役が2人以上ある場合に限る。）、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社。

## &lt;責任限定契約&gt;

1. 事 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定の設定（又は変更）

1. 登 ○年○月○日設定（又は変更）

**非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定**

当社は、会社法第427条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金○円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

1. 税 金3万円（登録税別表1.24.(1)ツ）

1. 添	株主総会議事録	1通
	株主リスト	1通
	委任状	1通